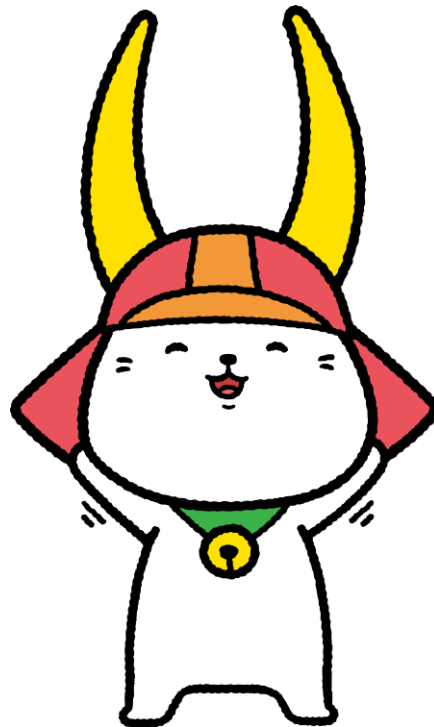


令和7年度（2025年度） 保育所等利用案内



彦根市子ども未来部幼児課

TEL 0749-23-9597（直通）

FAX 0749-26-1768

MAIL jidokatei@ma.city.hikone.shiga.jp

住所 彦根市平田町 670 番地

※ 本冊子に掲載されている内容は、令和 6 年 7 月時点の情報であり、今後変更になることがあります。



彦根市幼児課ホームページ



彦根市電子申請サービス



施設情報(ここ de サーチ-WAM NET)



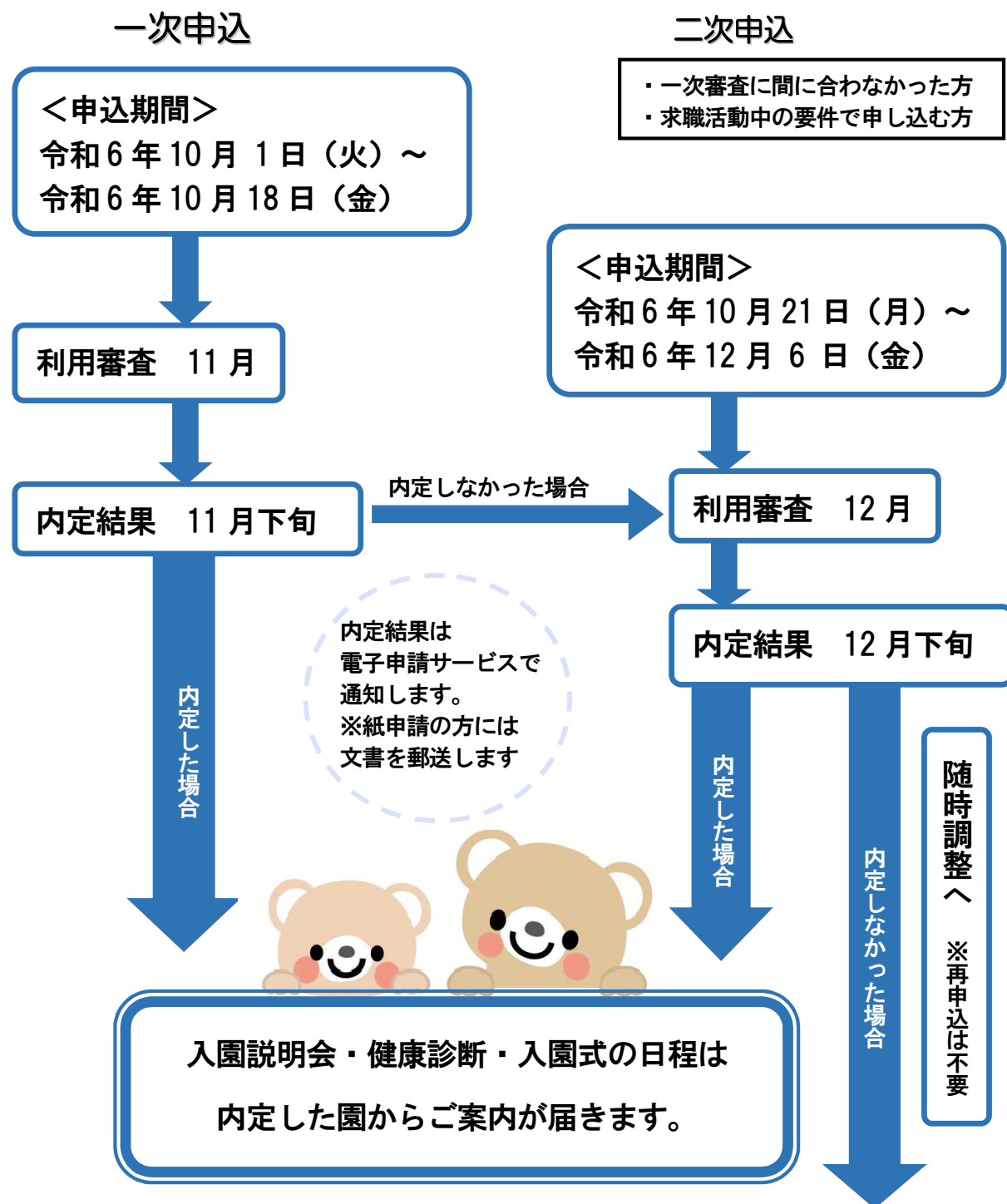
Hikone Castle Town
彦根城を世界遺産に

目次

保育所等利用案内			
利用申込みから内定までの流れ(4月利用)	P	1	
1 保育施設の種類	P	2	
2 保育の必要性の認定	P	2	
3 応募資格	P	2	
4 クラス年齢について	P	3	
5 年度途中の育児休業明け保育所等利用予約制度について	P	3	
6 利用審査について	P	3	
7 保育認定の事由・必要な書類	P	4	
8 保育必要量・認定基準・保育時間について	P	5	
9 利用申込受付期間および申請方法	P	6	
10 利用決定後の留意事項	P	7	
11 保育料について	P	7	
12 災害等発生時の保育について	P	9	
13 広域利用について	P	9	
よくある質問（入所関係）	P	10	
よくある質問（保育料関係）	P	11	
保育所等利用調整基準表	P	12	
（参考）保育料徴収基準額表	P	13	
気象警報発表時等における保育の実施について	P	14	
病児・病後児保育のご案内	P	15	
彦根市保育所等の紹介	P	16	
① 市立西保育園	P	17	
② 市立東保育園	P	18	
③ 市立ふたば保育園	P	19	
④ （福）城南保育園	P	20	
⑤ （福）日夏保育園	P	21	
⑥ （福）花田保育園	P	22	
⑦ （福）多景保育園	P	23	
⑧ （福）旭森保育園	P	24	
⑨ （福）鳥居本保育園	P	25	
⑩ （福）亀山保育園	P	26	
⑪ （福）しあわせ保育園	P	27	
⑫ （福）稲枝ふたば保育園	P	28	
⑬ （福）ことぶき保育園	P	29	
⑭ （福）みつほ保育園	P	30	
⑮ （福）ノゾミ保育園	P	31	
⑯ （福）めぐみ保育園	P	32	
⑰ （福）るんぴに一保育園	P	33	
⑱ （福）彦根乳児保育所	P	34	
⑲ （福）どんぐり保育園	P	35	
⑳ （福）森の子保育園	P	36	
㉑ （福）旭森乳児保育園	P	37	
㉒ （福）レイモンド大敷保育園	P	38	
㉓ （福）ほいくえんももの家だいち	P	39	
㉔ （福）こだまそよかぜ保育園	P	40	
㉕ （福）どんぐりけんだいまえ保育園	P	41	
㉖ （学）ひこねさくら保育園	P	42	
㉗ （医）彦根かんがる一保育園	P	43	
㉘ （福）ウェルネス保育園彦根	P	44	
㉙ （株）アイグラン保育園南彦根	P	45	
㊿ 市立平田こども園	P	46	
㉑ （学）認定こども園 聖ヨゼフこども園	P	47	
㉒ （有）認定こども園 ABC ENGLISH プリスクール	P	48	
㉓ （福）認定こども園 ひかりの森	P	49	
㉔ （株）金城こども園	P	50	
㉕ （株）ほほえみ園	P	51	
㉖ （特非）ホームイトホーム パレット	P	52	
㉗ （株）にこにこおひさま園	P	53	
㉘ （株）つぼみ保育園	P	54	
㉙ （医）かるがも保育所	P	55	
MAP	P	56	
保育所等一覧表	P	57	



利用申込みから内定までの流れ 令和7年4月希望の場合



●随時調整(年度途中の入所申込)について●

- 希望月前々月末（紙申請の場合、月末が土日祝の場合は前開庁日）が締切です。
（例）令和7年6月入所の場合：令和7年4月末日まで
 - 年度途中の申込については第一希望しかお選びいただけません。
- ※ 一斉募集で内定しなかった方については第一希望での調整になります。
- 希望月の前月上旬に可否を決定し、利用できる場合は上旬に電話でのご連絡、利用できない場合は中旬に保留通知書でお知らせします。
保留通知書は最初の1回のみのでの発送です。必要な場合は幼児課まで連絡をお願いします。

1 保育施設の種類

保育所（園）、認定こども園、地域型保育（小規模保育事業所、事業所内保育事業所など）（以下：「保育所等」といいます。）とは、保護者の就労や、疾病等の理由のために、日々家庭において保育することができない小学校就学前の子どもを、保護者に代わって保育することを目的とした施設です。

主な施設	内容	対象年齢
保育所（園）	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育を行う施設	0歳児から5歳児 （注1）
認定こども園	幼稚園と保育所（園）の機能や特長を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設	0歳児から5歳児 （注2）
地域型保育 （小規模保育事業所等）	保育所より少人数（19人以下）で、0歳から2歳の子どもの保育を行う施設	0歳児から2歳児
幼稚園	幼児期の教育を行う施設	3歳児から5歳児

（注1）彦根乳児保育所、旭森乳児保育園については0歳児から3歳児です。

（注2）ABC ENGLISH プリスクールは2歳児から5歳児です。

2 保育の必要性の認定

保育所等の利用を希望する場合は、お子さんの年齢に応じた保育を必要とする認定（以下、「保育認定」といいます。）を受ける必要があります。

認定区分	対象となる児童	利用できる主な施設			
		幼稚園	認定こども園	保育所	地域型保育事業所
2号	満3歳以上で「保育が必要な事由」に該当し保育を希望する場合		○	○	○ （注1）
3号	満3歳未満で「保育が必要な事由」に該当し保育を希望する場合		○	○	○
1号	満3歳以上で教育を希望する場合	○	○		

（注1）地域型保育事業所について2歳児クラスまでの受入となります。誕生日を迎えたお子様は満3歳以上に該当するため2号認定となります。（保育料については3歳児クラスから無料です）

3 応募資格

令和7年4月1日時点で住民登録が本市にある方（令和7年4月1日までに彦根市に転入することが確実な方を含む）で、「保育の必要性の事由」に該当し、保育所等での保育を希望される方

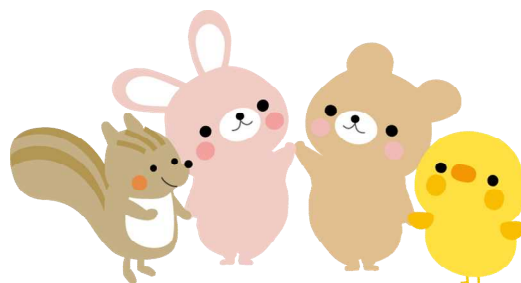
4 クラス年齢について

クラス年齢	児童の生年月日
0歳児	令和6年4月2日以降
1歳児	令和5年4月2日から令和6年4月1日まで
2歳児	令和4年4月2日から令和5年4月1日まで
3歳児	令和3年4月2日から令和4年4月1日まで
4歳児	令和2年4月2日から令和3年4月1日まで
5歳児	平成31年4月2日から令和2年4月1日まで

5 年度途中の育児休業明け保育所等利用予約制度について

育児休業から復職される場合（※育児休業前と同様の職場に復職）で、保育所等入所をあらかじめ予約申込できる制度です。ただし、希望される保育所等の申込人数が募集人数を超えた場合については第2希望以降で調整、入所が決まらなかった場合は待機となります。

入所希望月	申込時期
5月～11月	一次申込にて申込
12月以降	随時入所で申込

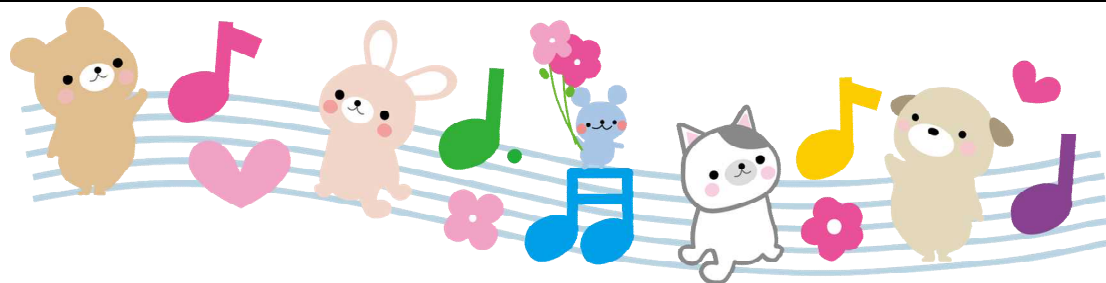


【注意事項】

- ・慣らし保育が必要なため、復帰月の前月からの入所希望で申し込んでください。
- ・一斉募集にて申込（5月～11月入所分）をしていない方は随時入所での調整になります。
- ・復職せず退職された場合、原則内定取り消しとなります。
- ・申請時には育児休業期間および復職予定年月日が記載されている就労証明書を添付してください。また、電子申請上の・育児休業明け【該当する場合のみ入力】の「育児休業明けで保育所を新規利用する」の項目に必ずチェックしてください。

6 利用審査について

家庭において保育することが困難な状況（令和7年4月1日の時点）を審査し、利用の可否を決定します。本市では、公正な審査を行うため、保育認定の事由等を基礎にした点数制により、点数の高い児童を優先し利用決定を行っており、第1希望の保育所等に利用できない場合は、第2希望以降の保育所等との調整を行います。なお、定員を超える申込みがあった場合、審査の結果、希望する保育所等を利用できない場合があります。また、クラスの人数や保育室の面積等の都合により、点数が高い場合でも利用できないことがあります。なお、兄弟姉妹で同時申込された場合、兄弟姉妹が揃って入所できる保育所等を優先して調整します。



7 保育認定の事由・必要な書類

保育認定を受けられるのは、児童の保護者が以下の「保育の必要性の事由」のいずれかに該当する場合です。

保育所等利用申込の際に、父親、母親および同居している 60 歳未満の祖父母等についてそれぞれ該当する事由を添付してください。

保育の必要性の事由		必要な書類
就労	下記以外	○就労証明書（市指定様式あり）
	個人事業主	○就労証明書（市指定様式あり） ○開業証明書、開業届、確定申告書、適格請求書発行事業通知書 いずれかの写し
	農業従事者	○就労証明書（市指定様式あり） ○耕作証明書（農業委員会が証明するもの）
妊娠・ 出産	下記以外	○母子手帳の写し（表紙と分娩(予定)日が確認できる頁）
	育児休業 取得者	○母子手帳の写し（表紙と分娩(予定)日が確認できる頁） ○育児休業の期間および復職予定日の記載のある就労証明書
疾病・障害		○診断書（市様式あり、治癒期間を明細）、身体障害者手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証 いずれかの写し 1 点
介護・看護		○介護・看護に関する申立書（市様式あり） ○介護を必要とする方の認定結果通知書、認定結果が記載された被保険者証、看護を必要とする方の診断書（市様式あり）、障害者手帳 いずれかの写し 1 点
災害復旧		○り災証明書
求職活動		○求職活動状況申立書（市様式あり） <u>※求職活動中であることが確認できる書類の交付を受けている場合は、併せて添付してください。</u>
就学		○学生証の写し、在学証明書 ○時間割などの就学時間が確認できるもの

※留意事項

「下の子の保育のため」、「集団生活に慣れさせるため」、「社会生活を身につけさせるため」、「友だちを作るため」、「遊ぶ場所がないため」という理由だけでは保育の必要性の事由に該当しません。

○保育所等利用申込の際に保育の必要性の事由を証明する書類がない場合は原則として受け付けません。

○保育所等利用申込の内容について、事実と相違があるときは、決定を取り消す場合がありますのでご注意ください。

8 保育必要量・認定基準・保育時間について

保育認定を行う場合、同時に「保育必要量」の認定を行います。保育必要量には「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類があります。保育標準時間認定の場合は、1日に最大11時間までの範囲、保育短時間認定の場合は、1日に最大8時間までの範囲で利用が可能となります。

延長保育	保育標準時間（11時間）	延長保育
延長保育	保育短時間（8時間）	延長保育

保育時間については、保育所等ごとに定めていますが、勤務の都合等で延長保育が必要な場合は、保育所等にご相談ください。保育所等の開所・閉所時間、延長料金等については、P16～

『彦根市保育所等の紹介』をご覧ください。

※新規入所児童については、「ならし保育」を実施します。ならし保育の期間は、年齢やこれまでの保育所等の経験、保育所等の方針等により異なり、通常の保育よりも短い時間で保育をすることになるため、お迎えの時間を早めて来ていただく期間になりますのでご協力をお願いします。

事由	保育必要量		認定基準
	標準時間	短時間	
就労	○ 月 120 時間 以上	○ 月 120 時間 未満	・ <u>月 60 時間以上就労</u> していることを常態としている ※育児休業明けで保育所等の利用を希望する場合、ならし保育のため、復職予定日の前月初日から「就労」に該当します。 （例）4 月入所の場合：5 月中に復職
妊娠・出産	産前・産後 2 か月		妊娠・出産については、原則産前 2 か月から産後 2 か月までとしていますが、希望されれば産後 6 か月まで利用できます。（※育児休業中の方については産後 12 か月まで利用できます。）
	○	○	
	※希望により短時間も可		
	産後 3 か月以降		
		○	
疾病・障害	○	○	保護者が疾病にかかっている、負傷している、心身に障害がある場合
介護・看護			同居、長期間入院等している親族を常時介護、看護している場合
災害・復旧			保護者が火災、風水害等の被害に遭い、その復旧に当たっている場合
			※希望によりどちらでも可
求職活動		○	求職活動中、保育所入所後に求職活動をする場合 ※ <u>認定期間は、入所から 3 か月まで</u>
就学	○ 月 120 時間 以上	○ 月 120 時間 未満	保護者が学校、職業訓練校に在学している場合
その他	事由による		保育が必要な状態にあると市長が認めた場合

9 利用申込受付期間および申請方法

申込期間		対象者
一次 受付	10月1日（火）午前8時30分～ 10月18日（金）午後11時59分まで	○保育要件が求職活動以外の方 （注1）
二次 受付	10月21日（月）午前8時30分～ 12月6日（金）午後11時59分まで	○一次受付で希望施設に入所が出来なかった方 ○一次受付で求職活動で申込された方 ○二次受付で申込をした方

（注1） 保育の必要性の事由が「求職活動」の場合も受け付けますが、二次審査での審査対象となります。

※ 育児休業のため一旦退園され、再度令和7年度中に入園を希望される方は必ず一次受付の期間に申し込んでください。

※ 受付期間内の申込みを優先しますので、期間内に申し込んでください。ただし、定員を超える申込みがあった場合は、期間内の申込みであっても希望する保育施設を利用できない場合があります。

※ 保育所等（2・3号認定）と幼稚園等（1号認定）を併願することはできません。

※ みどり幼稚園のみ併願可とします。

※ 私立幼稚園等（1号認定）の募集について、みどり幼稚園、聖ヨゼフこども園は9月1日号の広報にて、金城こども園は10月1日号の広報にて、市立幼稚園は11月1日号の広報にて日程等を掲載しています。

申請方法

申請方法は電子申請（原則）となります。（お持ちのスマートフォン等から申込みいただけます。）必要な情報の入力と保育の必要性の事由を証明する書類および本人確認書類を添付の上、申請してください。

入力内容等の詳細な注意事項については、申請フォームに記載しておりますので、必ずご確認ください。なお、兄弟姉妹で同時に申込する際には、1人ずつの申請が必要です。

【電子申請用 QR および URL】



※左記の QR を読み込んでいただくか、以下の URL から「彦根市電子申請サービス」にお進みください。

※「彦根市電子申請サービス」から「令和7年度（2025度）保育所等利用申込【一斉募集】」（申請フォーム）を選択いただき、申請してください。

※電子申請では24時間申込いただけます。

URL：https://s-kantan.jp/city-hikone-u/offer/offerList_initDisplay.action

なお、インターネット環境がなく電子申請が出来ない場合や市外の保育所等への申込みをされる場合（P9『13 広域利用について』参照）は、申込用紙で受付けます。その場合は、以下の書類を受付期間内に市幼児課（午前9時から午後4時45分まで（土日・祝日を除く））にご提出ください。

- ① 保育認定申請書兼保育所等利用申込書（申請児童1人につき1枚）
- ② 保育の必要性の事由を証明する書類
- ③ 本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）

10 利用決定後の留意事項

利用が決定した方は、次のことについて、あらかじめ留意してください。

- ① 利用決定後利用を辞退する場合は、直ちに市幼児課へお申し出ください。
(申し出がない場合は、保育料を納めていただくことがあります。)
- ② 保育所等利用申込の際に、電子申請、申込書に記載いただいた「氏名」「住所」「世帯構成」「保護者」「勤務先」に変更があった場合は、直ちに保育所等または市幼児課へ届出をしてください。
- ③ 支給認定証に記載の「保育の必要性の事由」「保育必要量」「支給認定期間」が変更になった場合は、直ちに保育所等または市幼児課へ届出をしてください。
- ④ 年度の途中で利用をやめる場合は、退所日までに『退所届』を保育所等または市幼児課へ提出してください。
- ⑤ 家庭で保育できるような状態になった時は、保育認定の事由に該当しなくなりますので、退所していただきます。
- ⑥ 食物アレルギーのある子どもについては、医師の指示書に基づき適切に対応しますので、各保育所等に相談してください。

11 保育料について

(1) 利用内定決定後に提出する書類(0~2歳児の方)

保育所利用内定決定後、令和7年3月7日(金)までに手続きをしてください。

提出書類	提出場所	持っていくもの
彦根市市税等口座振替依頼書	○振替希望金融機関 ○ゆうちょ銀行	○預貯金通帳 ○通帳使用印鑑

※彦根市市税等口座振替依頼書については市内の各金融機関窓口に置いています。

(2) 国外に住まれている方について

「父母」または「父母以外が扶養義務者の場合は児童の扶養義務者」の分が必要です。

	提出書類	提出場所
令和6年1月1日時点で国外に住まれている方	○国外での収入がわかる書類 ○彦根市保育所保育料・食材料費に係る令和5年度中の所得申告書(指定用紙) どちらか1点	利用決定施設 または幼児課
令和7年1月1日時点で国外に住まれている方	○国外での収入がわかる書類 ○彦根市保育所保育料・食材料費に係る令和6年度中の所得申告書(指定用紙) どちらか1点	

※国外に住まれている方で国外での収入が確認できる書類等の提出がない場合や税の申告をされていない方については、最高額で保育料を決定する場合があるほか、該当する軽減等の適用を受けられない場合があります。

(3) 保育料の算定方法、無償化について

0～2 歳児	父母、または児童の扶養義務者の市民税額の合計で決定します。 P13『（参考）令和 6 年度彦根市保育所等保育料徴収基準額表』参照 生活保護世帯、住民税非課税世帯は無償です。	
	令和 7 年度（2025 年度）	
	4 月～8 月	9 月～3 月
	令和 6 年度分の市民税 令和 5 年 1 月～12 月分の所得	令和 7 年度分の市民税 令和 6 年 1 月～12 月分の所得
3～5 歳児	保育料は全額無償です	

※ただし、実費として徴収されている費用（食材料費や行事費や延長保育料など）は負担いただきます。

(4) 保育料の納付について（0 歳から 2 歳児）

市内外	園種	運営主体	徴収	納付方法
市内	保育所	公立	彦根市	口座振替 または 納付書
		民間		
	認定こども園	公立	彦根市	口座振替 または 納付書
		民間	各園	各園にお問い合わせください
	小規模保育事業所 事業所内保育事業所	民間	各園	各園にお問い合わせください
(広域利用) 市外	保育所	公立	各園	各園にお問い合わせください
		民間	彦根市	口座振替 または 納付書
	認定こども園	公立 ・ 民間	各園	各園にお問い合わせください
	小規模保育事業所			
	事業所内保育事業所			

※保育料の算定については彦根市でします。

・口座振替の場合

→毎月末日に自動で引き落としとなります。

（末日が金融機関の休日にあたる場合は翌営業日に引き落としとなります。）

・納付書の場合

→毎月中旬までに納付書を郵送し、末日までにお支払いとなります。

（末日が休日の場合は翌月初までにお支払いとなります。）

※保育料は月の初日時点で保育所等に在籍していると発生します。

（保育料は月額単価で定められており、原則日割計算はできませんのでご了承ください。）

※相談なく保育料に未納がある場合は、保育所等の利用審査において優先度が下がる場合があり、給与の差押え等の法的措置をとることがあります。

(4) 副食費（おかず代）について

- ① 保育所、認定こども園を利用する3～5歳児の副食費については、実費分として保護者に負担いただきます。お支払いについては各施設での徴収となります。
- ② 副食費の金額については、各園により異なりますのでP16～『彦根市保育所等の紹介』をご覧ください。
- ③ 副食費の徴収について、以下の子どもは免除となります。
 - ・A階層からD1階層（57,700円未満）世帯の子ども
 - ・すべての世帯の第3子以降の子ども※多子世帯の基準は保育料の多子世帯と同一です。

12 災害等発生時の保育について

近年、国内では、これまでの想定を大きく超えた災害が発生しており、気象警報発表時等には園児の安全確保に万全を期す必要があります。

本市で「避難情報の警戒レベル3以上が発令された場合」や「暴風警報を含む警報・特別警報が発表された場合」、および「震度5弱以上の地震が発生した場合」、園児の安全確保のため、臨時休園等の対応をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いします。

なお、臨時休園等の対応については、

P14『気象警報発表時等における保育の実施について【第4版】』をご覧ください。

※施設によって、災害発生時の対応が異なる場合があります。詳しくは、利用を希望される保育所等へお問い合わせください。

13 広域利用について

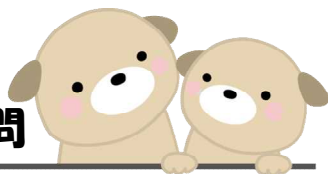
広域利用とは、彦根市に住民票がある状態で、保護者に勤務の都合等の理由により、他の市町村の保育所等を利用することです。広域利用の利用期間は、当該年度の4～3月の1年間です。そのため、次年度も引き続き利用を希望する場合は、翌年度も希望先の施設のある市町村の利用申込みの時期に申し込みをする必要があります。

※利用の可否については、相手先の市町村と協議の上、結果をお知らせします。

※引き続き申込みをしたとしても、相手先の市町村の事情により利用できないことがあります。



よくある質問



入所関係

同居の祖父母等がいる場合、申込に何か必要な書類はありますか？

→同居されている祖父母等が 60 歳未満の場合は父母同様に保育の必要性がわかる書類の提出をお願いしています。なお、提出されない場合は入所調整時にマイナス 2 点で調整します。

兄弟姉妹で申し込む場合、添付書類はそれぞれに必要ですか？

→1 部で大丈夫です。電子申請の場合は同じものをそれぞれに添付してください。紙申請の場合はコピーをし、それぞれに添付してください。

電子申請の修正のやり方がわかりません

→彦根市電子申請サービスにログインし、メニューから申込内容照会へ、下にスクロールすると申し込んだものがあります。詳細を押し下の方の「修正する」から修正できます。

兄弟姉妹で同じ保育園に入所できますか？

→兄弟姉妹揃って利用調整をします。空き枠が兄弟姉妹揃ってない場合については第 2 希望以降での調整となります。

年度途中からの入園の結果はいつわかりますか？

→入所月の前月上旬に入所できる方にはお電話、入所できない方については中旬頃に「保留通知書」を郵送いたします。保留となった場合は、翌月以降も引き続き審査を継続します。
※保留通知書は最初の 1 回のみの発送です。必要な場合は幼児課まで連絡をお願いします。

申込みした園ではなく他の園に変えられますか？

→希望園を変更する場合は入所申込と同様に前々月末までに幼児課までお電話してください。

希望する保育園に空きがない場合、申込はできますか？

→空きがない場合でも申込可能です。入所内定については抽選や先着順ではありませんので、希望されている施設に空きが出た場合、保育の必要性が高い方から順番に利用調整を行います。

途中入園の空き状況はどこで見れますか？

入所希望月	公開時期	確認方法
令和 7 年 5 月～ 令和 8 年 3 月	入所希望月の前々月 15 日頃	○彦根市幼児課ホームページ ○幼児課 窓口・電話にて問い合わせ

よくある質問

保育料関係

ひとり親世帯の保育料は無料ですか？

→ ひとり親家庭の場合でも、世帯の課税状況に応じて保育料を算定しますので住民税課税世帯については有料となります。

※同居している祖父母等がいる場合※

祖父母等の税額を合算して保育料を算定する場合があります。

- ・父または母が住民税課税の場合、祖父母等の税額は合算しません。
- ・父または母が住民税非課税の場合、祖父母等のうち、家計の主宰者（世帯の主たる生計維持者）の税額も合算します。ただし、父または母が月に10万円以上の収入があることが確認できる書類の提出（直近の給与明細書等）があれば、祖父母等の税額は合算しません。

年度途中で3歳になりました。保育料は無料になりますか？

→ 4月1日時点での年齢でクラスが決まるため、年度途中で3歳になられた場合であっても2歳児クラスになりますので3歳児クラスになるまでは保育料がかかります。

保育料の納付書はどこで支払いできますか？

→ 市内の金融機関・ゆうちょ銀行・彦根市幼児課窓口・在籍いただいている保育所等・彦根市役所・支所・出張所にてお支払いいただけます。※原則、口座振替をご利用ください。

小学生の兄弟がいる場合の保育料はどうなりますか？

→ 階層によって異なりますので下の表をご確認ください。※A・B階層の保育料は無料です。

階層	第1子	第2子	第3子	第4子	
C1 階層～ D1 階層 57,700 円未満	 就学児以上	 半額	 無料	 無料	年齢制限や保育所等（企業主導型含む）を同時利用に関わらず 第2子半額 第3子以降無料
D1 階層 57,700 円以上 ～D3 階層	 就学児以上	 全額	 無料	 無料	年齢制限や保育所等を同時利用に関わらず 第3子以降無料
D4 階層 以上	 就学児以上	 1人目 全額	 2人目 半額	 3人目 無料	小学校就学前の範囲において 2人目半額 3人目無料

令和7年度彦根市保育所等利用調整基準表

【計算方法】申請に係る子どもの点数は、父母それぞれの④基本点数を合算し、さらに⑤補正点数を加減したものとします。

④ 基 本 点 数 （※複数該当する場合は、最も高い点数を採用します。）						
番号	事 由（父および母の状況）				父	母
1	就労（注1） （自営業を含む）	月20日以上で1日8時間以上の就労を常態		10	10	
		月20日以上で1日6時間以上の就労を常態		9	9	
		月16日以上で1日6時間以上の就労を常態		8	8	
		月12日以上で1日6時間以上の就労を常態		7	7	
		上記以外で、月60時間以上の就労を常態		6	6	
	内職	月160時間以上の内職を常態		8	8	
2	妊娠・出産（注2）		出産予定月とその前後の各2か月（産前2か月から産後2か月。ただし、家庭の状況により最長6か月間まで。）			8
3	疾病・障害	疾病	入院	10	10	
			自宅内	常時病臥、感染性	10	10
				一般療養（長期安静要）	8	8
				上記以外で保育を必要とする場合	6	6
		障害	身体障害者等級1級、2級、療育手帳A1、A2、精神障害者保健福祉手帳1級		10	10
			身体障害者等級3級、療育手帳B1、精神障害者保健福祉手帳2級、3級		8	8
			上記以外で保育を必要とする場合		6	6
4	介護・看護	入院	同居の家族で病院等付き添いを常態	10	10	
		自宅療養	身体障害者等級1級、2級、療育手帳A1、A2、要介護認定3～5の者の介護をする場合	10	10	
			身体障害者等級3級、療育手帳B1、要介護認定1～2の者の介護をする場合	8	8	
			上記以外で保育を必要とする場合	6	6	
5	災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧で保育を必要とする場合			10	10
6	求職活動	求職活動（起業準備も含む）または保育所等入所後に求職活動をする場合 ※ハローワークカードまたは雇用保険受給資格者証などの公的機関の証明がある場合は、右記の点数に1点加算			4	4
7	就学（職業訓練中も含む）	上記1の就労の基準に準じ、就学日数等により決定			6～10	6～10

⑤ 補 正 点 数			
番号	事 由		点数
1	ひとり親家庭	母子家庭および父子家庭の場合（父母のどちらかが単身赴任中の場合を含む）	+13
2	第1希望施設	第1希望施設で入所調整する場合（注3）	+5
3	乳児保育所等卒園児	乳児保育所および地域型保育事業所卒園後、継続して保育所等を利用する場合	+4
4	保育士等として勤務	認可保育所等に保育士等として勤務する場合（注4）	+3
5	生活保護世帯および生活困窮世帯	就労による収入の増加により生活保護および生活困窮状態からの脱却が見込める場合	+3
6	子どもが障害を有する場合	子どもが障害を有する場合で、配慮が必要な場合	+2
7	同居の親族の状況	同居の祖父母等が60歳未満で家庭保育可能の場合	-2

優先項目	※同じ点数の場合、以下の項目で判断し、優先度を決定します。
1	希望先順位が高い
2	補正点数が高い
3	就労日数および就労時間が長い
4	児童の保育が支援できる親族等がない

（注1）利用申込期限までに「就労(予定)証明書」が未提出の場合は、「求職活動」と判断します。

（注2）「2. 妊娠・出産」の認定の有効期間（保育所等の利用可能期間）については、出産予定日から3か月以降についても、出産(予定)日から6か月、育児休業中の方は12か月の間は、保育認定「⑧その他」を準用して認定します。

（注3）第1希望施設について一律に加点して調整します。第2希望施設以降については、加点なしで調整します。

（注4）認可保育所等とは、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園をいいます。

保育士等とは、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の資格を有する者をいいます。

※ 上記の他、育児休業のため一旦退園され、再度入園申込される場合については、考慮して調整します。

※ 上記以外の項目について審査する必要がある場合は、別途定めるものとします。

※ 上の子のみ保育所申請をし、下の子は祖父母等が自宅保育される場合は、保育要件無しとみなします。

(参考) 令和6年度彦根市保育所等保育料徴収基準額表

(令和6年4月1日適用、単位:円/月)

階層区分	国の階層区分	定 義	保育標準時間認定		保育短時間認定	
			3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
A	1	生活保護世帯	0		0	
B	2	市民税非課税世帯	0		0	
C 1	3	市民税所得割非課税世帯（均等割のみ課税世帯）	16,000		15,000	
C 2		市民税所得割額48,600円未満	16,000		15,000	
D 1	4	市民税所得割額64,800円未満	22,000		21,000	
D 2		市民税所得割額80,900円未満	27,000		26,000	
D 3		市民税所得割額97,000円未満	30,000		29,000	
D 4	5	市民税所得割額169,000円未満	40,000		39,000	
D 5	6	市民税所得割額246,500円未満	55,000		54,000	
D 6		市民税所得割額301,000円未満	61,000		59,000	
D 7	7	市民税所得割額397,000円未満	65,000		63,000	
D 8	8	市民税所得割額397,000円以上	76,000		74,000	

備考 1 保育料の算定は、「児童の父母」および「父母以外が扶養義務者の場合はその扶養義務者」の市民税の合計を上記の保育料徴収基準額表に当てはめて決定します。

備考 2 保育料は保育標準時間認定と保育短時間認定で金額が異なります。

- ・ 保育標準時間認定：1日に最大11時間までの範囲で、保育を必要とする時間を利用
- ・ 保育短時間認定：1日最大8時間までの範囲で、保育を必要とする時間を利用（午前8時から午後4時30分までの間の8時間）

備考 3 年齢は4月1日における年齢です。

備考 4 4月分～8月分保育料は令和6年度分市民税で、9月分～翌年3月分保育料は令和7年度分市民税で算定します。

備考 5 市民税所得割額には、配当控除・住宅借入金等特別控除・寄附金税額控除・外国税額控除等の税額控除の適用はありません。

備考 6 ひとり親世帯等や在宅障害児（者）のいる世帯においては、保育料が軽減される場合があります。

（D2階層市民税所得割額77,101円以上～D8階層を除く。ひとり親世帯等とは児童扶養手当を受給している世帯に限ります。）

備考 7 多子世帯においては、同一世帯で小学校就学前の範囲において保育所等を同時利用されている場合の保育料は、第2子は半額、第3子以降は無料となります。また、生計を一にする世帯で、年齢制限や保育所等の同時利用に関わらず、C1～D1階層57,700円未満の世帯においては、第2子は半額第3子以降は無料、D1階層57,700円以上～D3階層については、第3子以降は無料となります。

備考 8 多子のカウントについては、A～D3階層は年齢制限に関わらず同じ世帯の子どもを対象としますが、D4～D8階層は0歳から小学校就学前までの保育所等を利用している子どもを対象としています

■ 気象警報発表時等における保育の実施について【第4版】

～ 保育所・認定こども園・地域型保育施設版～

(令和4年12月1日から適用)

□ 避難情報の警戒レベル3以上が発令された場合

登園前 / 登園中に発令された場合	登園を見合わせて、安全な場所に避難をしてください。
登園後(保育中)に発令された場合	原則、全ての保育活動を中止し、各園から保護者の皆様に園児のお迎えを依頼します。
前日午後7時から当日午前7時までに 発令が解除された場合	午前8時30分から保育を開始します。(給食の提供アリ)
当日午前7時から午前11時までに 発令が解除された場合	午後1時から保育を開始します。(給食の提供ナシ)
当日の午前11時以降に 発令が解除された場合	臨時休園とします。

※警戒レベル3以上の発令が解除された後も各園の状況に応じて、臨時休園等の措置を行う場合があります。
その際は、各園からメール配信システム等を通じて保護者の皆様に連絡します。

□ 防災気象警報(暴風警報・暴風雪警報・特別警報(大雪・大雨・暴風・暴風雪))が発表された場合

登園前 / 登園中に発表された場合	登園を見合わせて、安全な場所に避難をしてください。
登園後(保育中)に発表された場合	原則、全ての保育活動を中止し、各園から保護者の皆様に園児のお迎えを依頼します。
前日午後7時から当日午前7時までに 警報が解除された場合	午前8時30分から保育を開始します。(給食の提供アリ)
当日午前7時から午前11時までに 警報が解除された場合	午後1時から保育を開始します。(給食の提供ナシ)
当日の午前11時を過ぎてから 警報が解除された場合	臨時休園とします。

※大雪を要因とする特別警報の指標としては、「50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合」が想定されています。

※その他の警報(大雨・洪水・大雪警報等)が発表された場合については、原則、通常保育を行います。
各園の状況に応じて、臨時休園等の措置を行う場合があります。その場合は、各園からメール配信システム等を通じて保護者の皆様に連絡します。

□ 震度5弱以上の地震が発生した場合

登園前 / 登園中に発生した場合	臨時休園とします。
登園後(保育中)に発生した場合	原則、全ての保育活動を中止し、各園から保護者の皆様に園児のお迎えを依頼します。

※翌日以降の保育の実施については、施設の点検や安全確認を行った上で判断をします。休園等の措置を行う場合は、各園からメール配信システム等を通じて保護者の皆様に連絡します。

病児・病後児保育のご案内

■病児・病後児保育とは

子どもが病気の際に、当面の症状の急変が認められない場合（安定期・回復期）において、通常の集団保育がふさわしくない間、保護者の仕事などの都合で、家庭での養育が困難な場合に、病児・病後児保育室にて、医師・看護師および保育士が連携して一時的に児童をお預かりするものです。

○実施施設

名称 : 病児保育室こあら
所在地 : 彦根市戸賀町 36-6(医療法人藤野こどもクリニック内)
電話(予約先) : 0749-47-5366(FAX 兼用)
実施機関 : 医療法人藤野こどもクリニック
※彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町の委託事業
定員 : 1日につき6名
利用期間 : 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で育児を行うことができない期間の範囲内とする。



○利用できる児童

彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町に在住の概ね10歳未満の児童で、『病気安定期・病気回復期』において、通常の集団保育等がふさわしくなく、かつ保護者の仕事などの都合で、家庭での養育が困難な場合にある児童（ただし、施設の利用状況や医師の判断によりお断りすることもあります。）

○開設時間

月・火・水・木・金 午前8時30分から午後6時00分まで
※ 土曜日、日曜日、祝日および夏季中旬、年末年始は閉室しています。
詳細は施設にお問い合わせください。

○利用料

利用料は次のとおりです。利用の際に直接施設でお支払いください。

利用時間	利用料金（1回）
4時間を超える場合	2,000円
4時間以内	1,000円



- ※ 生活保護世帯は、上記金額の全額を助成します。
- ※ 前年度市町村民税非課税世帯は、利用後に上記金額の半額を助成します。
- ※ 上記は利用時間に関係なく、児童1人につき1回あたりの利用料金です。
- ※ おむつ代など利用児童個々の処遇に要する経費については、別途実費相当分が必要です。
- ※ 利用中に病状の変化があった場合には、医師の診察を受けていただく場合があります。この場合にかかった費用は、保護者に負担いただきますので、あらかじめご了承ください。

○昼食等

施設では準備できませんので、昼食、おやつについては症状に応じたお弁当などを各自ご持参ください。

○持ち物

印鑑、健康保険証、母子手帳、おくすり手帳、着替え、タオル、おむつなど。事前に施設にお尋ねください。



○利用方法

原則、前日までに実施機関に連絡し、許可をもらってください。当日、実施機関の医師による診察の後、利用可能となれば、入室いただけます。

「病児保育室 こあら」は、医療機関ではありません。実施機関での保育が無理だと医師が判断した場合等は、ご利用をお断りする場合があります。

○事業に関する問い合わせ先

彦根市子ども未来部幼児課（彦根市平田町670番地 彦根市福祉センター2階）
Tel 0749-23-9597（直通）

市内保育所等MAP



★ 保育所等一覧表 ★

【保育所】

☆延長保育の時間を含む。

園によって延長保育料がかかる場合がありますので、各園の施設ガイドのページをご確認ください。

園名	住 所	定員	電話番号	FAX番号	平日開所時間 (☆)	土曜日開所時間	対象年齢	保育サービス実施状況				
								延長保育	一時保育	休日保育	園庭開放	おむつのサブスク
① 市立西保育園	〒522-0067 長曾根町8-21	110	22-1194	22-1194	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	6か月 ～ 5歳児	○	※		○	○
② 市立東保育園	〒522-0082 安清町8-4	120	22-1394	22-1394	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	6か月 ～ 5歳児	○	※		○	○
③ 市立ふたば保育園	〒522-0235 金剛寺町101	140	28-2405	28-2601	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	6か月 ～ 5歳児	○	○	○	○	○
④ 城南保育園	〒522-0054 西今町285-1	170	22-2582	22-2583	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	6か月 ～ 5歳児	○			○	
⑤ 日夏保育園	〒522-0047 日夏町2634-1	80	28-0614	28-0614	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	6か月 ～ 5歳児	○	○		○	
⑥ 花田保育園	〒522-0046 甘呂町473-2	60	28-0580	28-0580	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	6か月 ～ 5歳児	○			○	
⑦ 多景保育園	〒522-0058 須越町1154-5	60	28-0681	28-0681	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	6か月 ～ 5歳児	○	○		○	
⑧ 旭森保育園	〒522-0027 東沼波町498-2	150	22-2658	22-2658	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	6か月 ～ 5歳児	○			○	
⑨ 鳥居本保育園	〒522-0004 鳥居本町1445	50	23-6091	23-6091	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	6か月 ～ 5歳児	○	○		○	
⑩ 亀山保育園	〒529-1155 賀田山町272-2	60	25-1209	25-1209	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	6か月 ～ 5歳児	○	○		○	
⑪ しあわせ保育園	〒522-0222 南川瀬町1195-1	90	28-0581	28-0200	7:00 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	6か月 ～ 5歳児	○			×	
⑫ 稻枝ふたば保育園	〒521-1133 本庄町2647	80	43-2053	43-2238	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	6か月 ～ 5歳児	○	○		×	
⑬ ことぶき保育園	〒521-1103 上岡部町503	50	43-2057	43-2190	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	6か月 ～ 5歳児	○	○		×	
⑭ みづほ保育園	〒521-1113 稲部町400-1	110	43-4394	43-6562	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	6か月 ～ 5歳児	○	○		○	
⑮ ノゾミ保育園	〒522-0064 本町一丁目8-20	90	22-6011	22-6013	7:30 ～ 19:30	7:30 ～ 18:30	6か月 ～ 5歳児	○			×	
⑯ めぐみ保育園	〒522-0201 高宮町1755	90	26-5791	26-5793	7:00 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	6か月 ～ 5歳児	○	○		×	
⑰ るんぴにー保育園	〒522-0083 河原一丁目1-4	90	26-1230	21-1180	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	6か月 ～ 5歳児	○	○		○	
⑱ 彦根乳児保育所	〒522-0051 中藪二丁目2-6	70	22-5768	26-6807	7:00 ～ 19:00	7:00 ～ 18:00	2か月 ～ 3歳児	○	○		○	
⑲ どんぐり保育園	〒522-0223 川瀬馬場町1149-1	90	25-5110	25-5112	7:15 ～ 19:15	7:15 ～ 18:15	2か月 ～ 5歳児	○	○		○	
⑳ 森の子保育園	〒522-0055 野瀬町106	110	23-4918	23-4928	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	6か月 ～ 5歳児	○	○		×	
㉑ 旭森乳児保育園	〒522-0025 野田山町1099-1	45	30-9321	30-3386	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	4か月 ～ 3歳児	○		○	○	
㉒ レイモンド大蔵保育園	〒522-0053 大蔵町2655	90	47-5945	47-5946	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	6か月 ～ 5歳児	○			×	○
㉓ ほいくえんももの家だいち	〒522-0043 小泉町395-7	85	47-5500	26-2150	7:15 ～ 19:15	7:15 ～ 18:15	6か月 ～ 5歳児	○			×	○
㉔ こだまそよかぜ保育園	〒522-0024 正法寺町26-4	90	22-0415	22-0418	7:00 ～ 19:00	7:00 ～ 19:00	6か月 ～ 5歳児	○		△	○	
㉕ どんぐりけんだいまえ保育園	〒522-0057 八坂町3248	46	28-7040	28-7041	7:15 ～ 19:15	7:15 ～ 18:15	2か月 ～ 5歳児	○	○		×	
㉖ ひこねさくら保育園	〒522-0033 芹川町586	90	26-3800	26-3805	7:30 ～ 18:30	7:30 ～ 18:30	6か月 ～ 5歳児	○			○	○
㉗ 彦根かんがー保育園	〒522-0042 戸賀町53-3	50	49-2022	49-2030	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	3か月 ～ 5歳児	○	○		×	
㉘ ウェルネス保育園彦根	〒522-0007 古沢町255-1 イオンタウン彦根内	44	49-3731	49-3732	7:30 ～ 18:30	7:30 ～ 18:30	6か月 ～ 5歳児	○		○	×	
㉙ アイグラン保育園南彦根	〒522-0044 竹ヶ鼻町17-1	60	30-9876	30-9877	7:30 ～ 19:30	7:30 ～ 19:30	6か月 ～ 5歳児	○			○	○

※：入所前の児童のみ受入 △：第2日曜日のみ

【認定こども園（2・3号（保育）認定）】

園名	住 所	定員	電話番号	FAX番号	平日開所時間	土曜日開所時間	対象年齢	保育サービス実施状況				
								延長保育	一時保育	休日保育	園庭開放	おむつのサブスク
③⑩ 市立平田こども園	〒522-0041 平田町303-1	90	23-7120	23-7119	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	6か月 ～ 5歳児	○	○		×	○
③⑪ 聖ヨゼフこども園	〒522-0062 立花町2-24	70	22-5376	22-5523	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	6か月 ～ 5歳児	○			○	○
③⑫ ABC ENGLISH プリスクール	〒522-0053 大蔵町2496-1	45	23-2000	20-8829	8:00 ～ 19:00	8:30 ～ 16:30	2歳児 ～ 5歳児	○			○	
③⑬ 認定こども園 ひかりの森	〒521-1122 三津町462-1	60	47-3237	47-3238	7:15 ～ 19:00	7:15 ～ 18:30	6か月 ～ 5歳児	○	○		○	
③⑭ 金城こども園	〒522-0056 開出今町1492-1	109	47-3615	47-3618	7:30 ～ 19:30	7:30 ～ 19:30	6か月 ～ 5歳児	○			○	○

【小規模保育事業所】

園名	住 所	定員	電話番号	FAX番号	平日開所時間	土曜日開所時間	対象年齢	保育サービス実施状況				
								延長保育	一時保育	休日保育	園庭開放	おむつのサブスク
③⑮ ほほえみ園	〒522-8503 駅東町15-1	19	22-3332	27-4567	7:15 ～ 19:30	7:30 ～ 18:30	6か月 ～ 2歳児	○			×	
③⑯ パレット	〒521-1135 新海町2240	19	29-9073	20-6885	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 19:00	1か月 ～ 2歳児	○		○	×	
③⑰ にこにこひびき園	〒522-0027 東沼波町1235番地5	19	20-2961	20-2961	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	6か月 ～ 2歳児	○	○		×	
③⑱ つばみ保育園	〒522-0201 高宮町2373番地	19	49-2572	49-2573	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	6か月 ～ 2歳児	○			×	○

【事業所内保育事業所】

園名	住 所	定員	電話番号	FAX番号	平日開所時間	土曜日開所時間	対象年齢	保育サービス実施状況				
								延長保育	一時保育	休日保育	園庭開放	おむつのサブスク
③⑲ かるがも保育所	〒522-0044 竹ヶ鼻町80	35	23-1804	23-1804	7:45 ～ 20:00	7:45 ～ 18:45	6か月 ～ 2歳児	○	○	○	×	

※ 定員および開所時間は変更になる場合があります。

※ 土曜日は事前申請による希望保育です。詳しくは、P.16～『彦根市保育所等の紹介』をご覧ください。

※ 一時保育、園庭開放については各施設にお問い合わせください。